



平成28年5月9日

各 位

会社名 オカモト 株式会社
代表者名 代表取締役社長 岡本良幸
(コード番号 5122 東証第1部)
問合せ先 取締役総務部長 有坂 衛
(TEL 03-3817-4121)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催の当社第120回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という。）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監査・監督機能を一層強化し、コーポレートガバナンス体制の更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

機動的な資本政策および配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第38条（剰余金の配当等の決定機関）および第39条（剰余金の配当の基準日）を新設するとともに、これらの一部と内容が重複する現行定款第10条（自己の株式の取得）、現行定款第42条（剰余金の配当）および現行定款第43条（中間配当）を削除するものであります。

上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、字句の修正、現行規定内容を明確にすることその他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日（水曜日）
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日（水曜日）

【別紙】

下線部が変更箇所であります。

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商 号) 第1条 当社は、オカモト株式会社と称し、英文ではOKAMOTO INDUSTRIES, INC. と表示する。</p> <p>(本店の所在地) 第2条 当社は、本店を東京都文京区に置く。</p> <p>(目 的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 次の商品に関する製造、加工、販売ならびに輸出入 (ア) ゴム製品およびその原材料 (イ) 合成樹脂製品およびその原材料 (ウ) 医療機器 (エ) 日用品雑貨類、機械装置 (オ) 自動車およびその関連製品 (カ) 自動車部品および付属品 (キ) スポーツ用品 (ク) 医薬品、医薬部外品、化粧品、石鹸 (ケ) 皮革製品およびその原材料 (コ) 福祉介護用品 (サ) 衣料品 2. 不動産の売買、賃貸およびその仲介 3. 一般区域貨物自動車運送事業、倉庫業および駐車場の経営 4. 園芸用・食用植物の栽培、加工および販売 5. スポーツ施設の経営 6. 損害保険代理業 7. 生命保険募集業 8. 発電事業およびその運営管理 9. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人</p> <p>(公 告 方 法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむをえない事由によって電子公告をできない場合は、東京都において発行する日本経済新聞</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u></p> <p>(公 告 方 法) 第5条 (現行どおり)</p>

に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条

当社の発行可能株式総数は、400,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条

当社の単元株式数は、1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条

当社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条

当社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規定)

第12条

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 (現行どおり)

(単元株式数)

第7条 (現行どおり)

(単元未満株式についての権利)

第8条 (現行どおり)

(単元未満株式の買増し)

第9条 (現行どおり)

当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 (削除)

第38条を追加し第10条を削除

(株主名簿管理人)

第10条 (現行どおり)

(株式取扱規程)

第11条 (現行どおり)

当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第13条

1. 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。

(新株予約権無償割当に関する事項の決定)

第14条

当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条

定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者および議長)

第16条

株主総会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役会の決議にもとづき取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故のあるときは取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第17条

当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第18条

1. 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(基準日)

第12条 (現行どおり)

(新株予約権無償割当に関する事項の決定)

第13条 (現行どおり)

第3章 株主総会

(招集)

第14条 (現行どおり)

(招集権者および議長)

第15条 (現行どおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 (現行どおり)

(決議の方法)

第17条 (現行どおり)

(議決権の代理行使)

第19条

1. 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第20条

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(株主総会決議事項)

第21条

当会社は株主総会において、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続、および廃止に関する決議を行うことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員数と選任方法)

第22条

1. 当会社の取締役は18名以内とし、株主総会において選任する。

(新設)

2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(新設)

(代表取締役および役付取締役)

第23条

1. 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
3. 取締役会は、必要ある場合には取締役のうちから取締役相談役若干名を選任することができる。

(議決権の代理行使)

第18条 (現行どおり)

(議事録)

第19条 (現行どおり)

(株主総会決議事項)

第20条 (現行どおり)

第4章 取締役および取締役会

(員数と選任方法)

第21条

1. 当会社の取締役 (監査等委員である者を除く。) は、18名以内とし、監査等委員である取締役は、3名以内とする。
2. 取締役は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
3. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
5. 監査等委員である取締役の補欠者の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条

1. (現行どおり)
2. (現行どおり)
3. 取締役会は、必要ある場合には取締役のうちから取締役相談役若干名を定めることができる。

(任 期)

第 2 4 条

取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

(取締役会の招集権者および議長)

第 2 5 条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 2 6 条

1. 取締役会招集の通知は、会日より 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
3. 取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第 2 7 条

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(新 設)

(取締役会の議事録)

第 2 8 条

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(任 期)

第 2 3 条

1. 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 2 4 条 (現行どおり)

(取締役会の招集通知)

第 2 5 条

1. 取締役会招集の通知は、会日より 3 日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。
3. (現行どおり)

(取締役会の決議の省略)

第 2 6 条 (現行どおり)

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 2 7 条

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところにより、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 2 8 条

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規定)

第29条

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

第30条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条

1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数および選任方法)

第32条

1. 当会社の監査役は4名以内とし、株主総会において選任する。
2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤の監査役)

第33条

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(任期)

第34条

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(取締役会規程)

第29条 (現行どおり)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第30条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条

1. (現行どおり)
2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(削除)

(常勤の監査等委員)

第32条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(削除)

(監査役会の招集通知)

第35条

監査役会の招集通知は、会日より3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。

(監査役会の議事録)

第37条

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規定)

第38条

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(報酬等)

第39条

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第40条

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第41条

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(監査等委員会の招集通知)

第33条

監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。監査等委員全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第34条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第35条

監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(監査等委員会規程)

第36条

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(削除)

(削除)

第6章 計算

(事業年度)

第37条 (現行どおり)

(新 設)

(剰余金の配当)

第42条

当社は株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下、「期末配当金」という。）を行うことができる。

(中間配当)

第43条

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下、「中間配当金」という。）を行うことができる。

(新 設)

(配当金の除斥期間)

第44条

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(剰余金の配当等の決定機関)

第38条

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(削除)

(削除)

(剰余金の配当の基準日)

第39条

1. 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条（現行どおり）

(附則)

第1条

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第2条

前条および本条は2016年6月29日をもって削除する。